

厚木市地域福祉計画（第4期）

2018（平成30）年度－2020年度

見守り、見守られ、 支え合う地域づくり

～地域包括ケア社会の実現に向けて～



厚木市

計画策定の趣旨 (P5~14)

1 計画策定の背景と課題

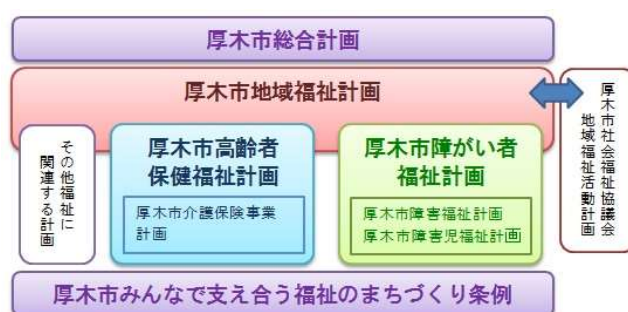
- ・ 少子高齢化の進展に伴う単独世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加
- ・ 地域における住民のつながりの希薄化
- ・ 支援が必要な人や従来の福祉サービスでは解決が困難な課題の増加
- ・ 見守り、見守られ、支え合う地域づくりに取り組む必要性
- ・ 個々の課題を地域の課題として取り上げ、解決を図る「福祉発の地域づくり」の必要性

2 計画の位置付けと性格

地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられます。

3 計画の期間

団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、「地域包括ケア社会」の理念の明確化と、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、2018（平成30）年度から2020年度までの3年計画とします。



4 計画の対象者

計画の対象者は、全ての人々です。「福祉発の地域づくり」は、行政や福祉の公的な専門機関による取組や連携だけでなく、隣近所での顔見知りの関係や、ゆるやかな見守り活動などのつながりがあり、初めて実現することができます。地域にお住いの全ての人々は、地域福祉を支える主体的な存在です。

5 計画における地域の捉え方

「地域」…区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を指します。

※ ただし、「地域住民」や「地域における取組」など、住民の身近な生活圏域を指す場合があります。

「地区」…地区市民センター単位の15地区の特定の区域を指します。

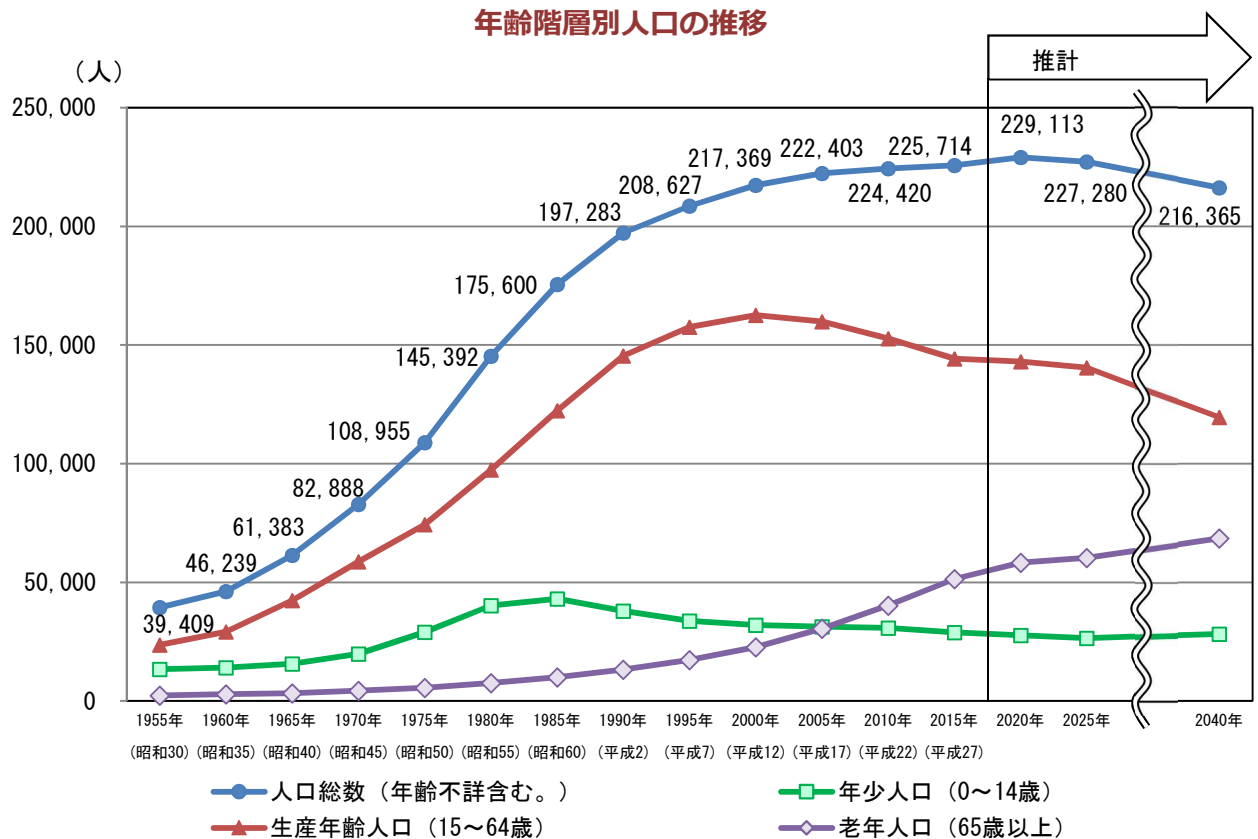
6 計画の推進体制

- (1) 厚木市保健福祉審議会 保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成
- (2) 地区地域福祉推進委員会 市内15地区の地区市民センターを拠点に地域福祉活動に携わる方々で構成
- (3) 厚木市社会福祉協議会 社会福祉法第109条に定められた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体
- (4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働
- (5) 国・県・近隣市町村との連携

本市の状況 (P 15～36)

1 人口・年齢階層別人口

人口総数は一貫して増加を続けていますが、増加率は縮小傾向にあり、近年は横ばい又は微増傾向となっています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。



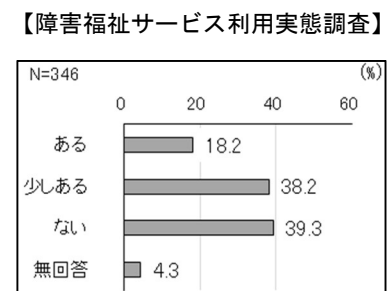
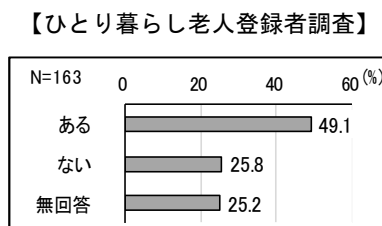
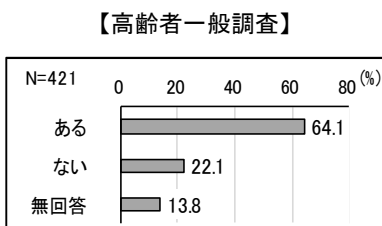
資料 国勢調査、推計については厚木市人口ビジョンにおける将来展望

※ 各年 10月1日現在

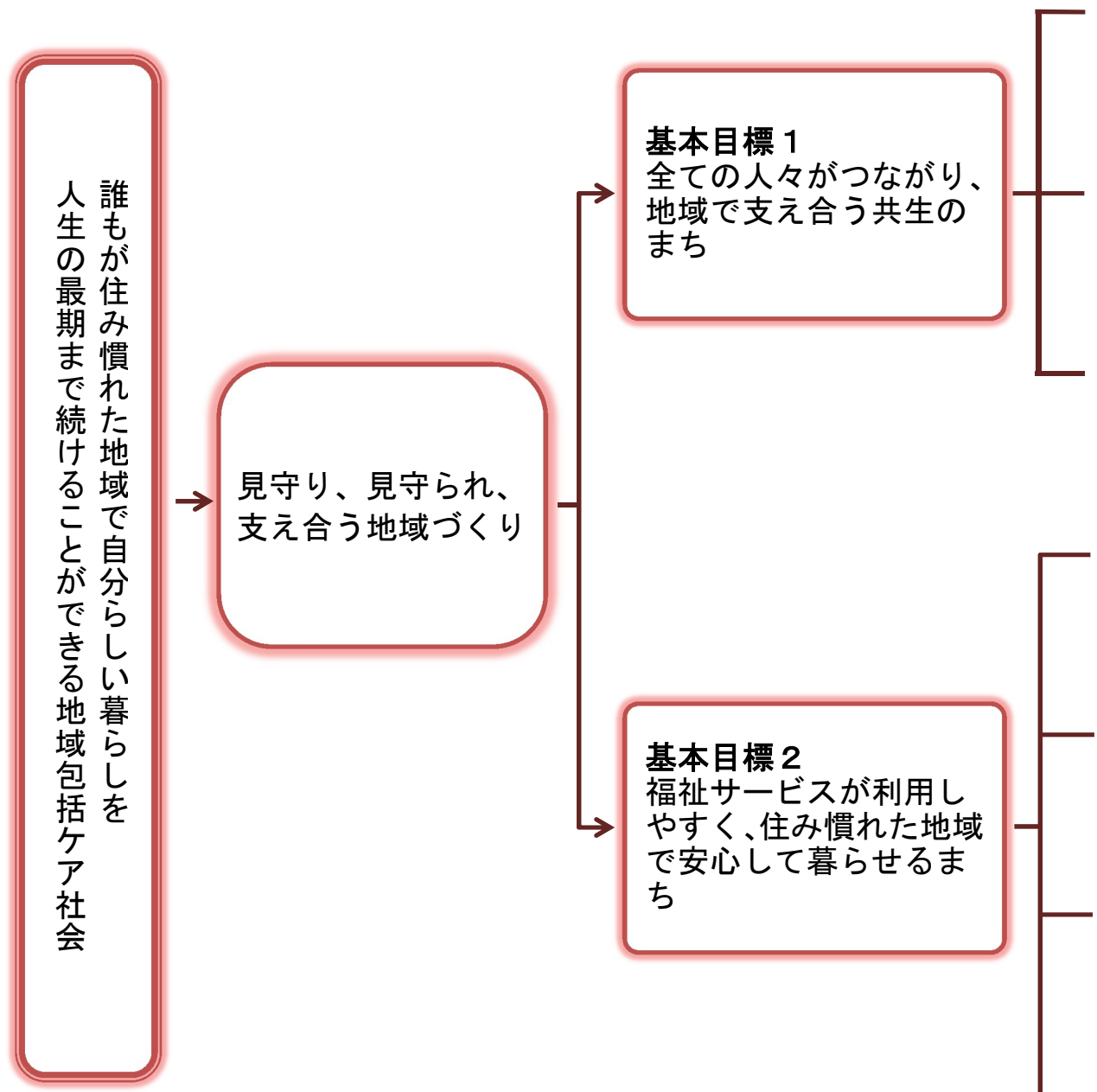
2 地域福祉をめぐる状況

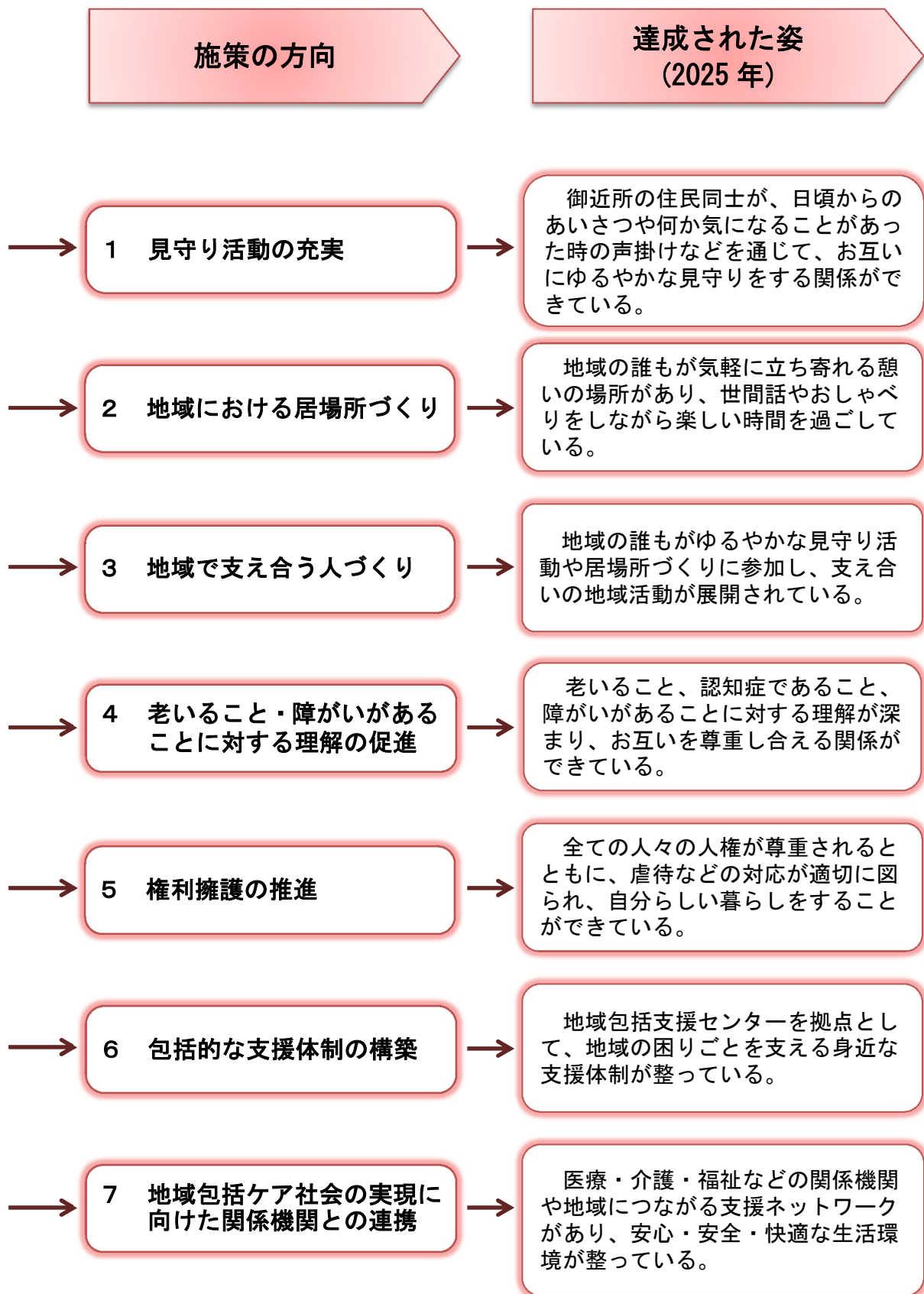
計画の策定に当たり、平成28年度に実施した調査の結果、浮かび上がった課題、地域福祉に求められている必要な取組等について検証しました。

地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会



計画の目指す姿と全体像 (P37~44)





施策の展開 (P45~60)

基本目標 1

全ての人々がつながり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 1	見守り活動の充実
① 地域住民による見守り活動の充実 ② 民間事業者との地域見守り協定の締結	
施策の方向 2	地域における居場所づくり
① 地域住民が主体となった居場所づくりの支援 ② 地域住民が集えるイベントの開催 ③ 誰もが活躍できる場や機会の創出	
施策の方向 3	地域で支え合う人づくり
① ゆるやかな見守りや居場所づくりに携わる人の支援 ② 地域で支え合う仕組みづくりの支援	

基本目標 2

福祉サービスが利用しやすく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 4	老いること・障がいがあることに対する理解の促進
① 老いることや障がいがあることに対する理解を広めるための普及活動の実施 ② 老いることや障がいがあることに対する理解を深めるための啓発活動の実施	
施策の方向 5	権利擁護の推進
① 権利擁護に関する相談窓口の充実 ② 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止 ③ 成年後見制度の普及・啓発	
施策の方向 6	包括的な支援体制の構築
① 地域の困りごとを助け合う体制づくり ② 様々な課題を抱えた支援を必要とする人の相談支援等の実施	
施策の方向 7	地域包括ケア社会の実現に向けた関係機関との連携
① 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進 ② 安心・安全・快適な生活環境の整備	

地区別計画 (P61~92)

施策の方向	1 見守り活動の充実 2 地域における居場所づくり 3 地域で支え合う人づくり
市内 15 地区それぞれの現状と課題に基づいた取組方針に沿って具体的な取組を展開し、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を基本理念とした、見守り活動の充実や地域における居場所づくりを重点に、生活の基盤となる地域づくりを進めます。	

各地区の取組方針

地区	取組方針
厚木北	○ 身近な人たちとの気軽なお付き合いを通して、見守り活動を推進します。 ○ 気軽にふれあいとおしゃべりができる場を作ります。 ○ 地域福祉を支えるボランティア団体を育成します。
厚木南	○ 会食会やミニデイサービスなどを通じて、高齢者の地域福祉活動への参加を促進することにより、地域とのつながりや見守りのネットワーク体制の強化を図ります。 ○ 子育てサロン事業を通じて、将来の地域の担い手の確保に資するため、地域ぐるみで子育て支援を図ります。
依知北	○ 地区規模の事業や自治会単位によるミニデイサービスなどを通じて、地域に住む高齢者の見守りに努めます。 ○ ふれあい給食会や子育てサロンなどの事業を通じて、地域全体で子育てを支援できるよう目指します。 ○ 地域内における福祉ボランティア団体等による小規模のサロン活動を積極的に支援し、地域における見守りの関係づくりを促進します。
依知南	○ 地域のミニデイサービスや敬老会などの参加を積極的に進め、地域のつながりづくりを目指します。 ○ 地域福祉やコミュニティを支えるボランティア団体や各種団体を支援します。
睦合北	○ 地域で安心して過ごせるよう、見守り活動の充実を図ります。 ○ 自治会館などを利用し、気軽に集まれる居場所を作ります。 ○ 地域を支える人づくりのため、ボランティアの人材育成や各種団体との連携強化を図ります。
睦合南	○ 気軽に立ち寄れるお茶飲み会やおしゃべり会を小規模単位で開催し、実際の支援活動を通して研修の機会を推進します。 ○ 地域の福祉に携わった経験がある方、地域の福祉に興味、意欲がある方などの人的資源を活用することで、きめ細かな地域で集う場所を提供し、厚みのある支援体制を構築します。 ○ 現行の仕組みを見直し、より具体的かつ柔軟な組織体制を目指します。
睦合西	○ 普段からの御近所付き合いやあいさつ運動など、身近にできる見守り活動の取組を推進します。 ○ 気軽にお茶やおしゃべりができる憩いの場を作ります。 ○ 福祉関連団体を担う人材の育成を推進します。

地区	取組方針
荻野	○ 互いに交流を深め、地域の見守り活動を推進します。 ○ 地域の人達が集まり、お話できる場所を作ります。 ○ 地域福祉をサポートするボランティアを育成します。
小鮎	○ 世代を越えて助け合いのできる地域社会を築くため、各種団体等と連携し地域福祉活動の推進を図ります。 ○ 「向こう三軒両隣」の精神の下に、普段からの御近所付き合いや地域における見守り活動の取組を推進します。 ○ 地域と連携し地域力を高めるため、各種団体等を育成します。
南毛利	○ 気軽なお付き合いを通して見守り活動を推進します。 ○ 仲間同士、気軽に相談できる場を作ります。 ○ 地域福祉を支えるサポーターを育成します。
南毛利南	○ 共に支え合う地域社会を築くため、各種研修会の開催や広報紙の発行などにより、地域住民の福祉に関する意識高揚を推進します。 ○ 地域住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を図るため、ミニデイサービスを開催するなど、自治会を単位とした、きめ細やかな事業の展開を推進します。
玉川	○ 誰もが安心していきいきと暮らし、共に支え合う地域社会を築くため、住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を推進します。 ○ 近隣関係のつながりを大切にし、地域福祉や自治会の組織などをいかした助け合い、見守り活動の更なる充実に努めます。 ○ 地域福祉等の担い手となる人材の確保や育成、ボランティアの育成を図ります。
森の里	○ 高齢者が安心して地域で生活できるように、住民間の見守りや支え合い活動の取組を推進します。 ○ 高齢者がいつまでも元気で健康であるために、集い交流し、情報交換及び相談ができる場づくりを推進します。 ○ 地域で支援を行うボランティアを育成したり、ボランティア団体の連携を深め、絆づくりに寄与したりするような場の提供に努めます。 ○ 子育て世代が地域で安心して子育てができる取組を推進します。
相川	○ 子育てに対する悩みの解消やストレスを和らげるため、子育て世代が活発に交流できる場を提供します。 ○ 高齢者が生き生きと暮らせるよう、小・中学校と連携を図り、世代間交流を推進します。 ○ ひとり暮らし高齢者へのゆるやかな見守り活動の取組を推進します。 ○ 未来を担う子ども達の活動や居場所づくりを地域の大人たちで支援することで、地域の絆を結びます。
緑ヶ丘	○ 普段からの御近所付き合いや地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進します。 ○ 誰もが気軽にふれあい活動ができる場を作ります。 ○ 地域福祉や小地域活動を支えるボランティアグループを育成します。

厚木市地域福祉計画（第 4 期） 概要版

平成 30 年 3 月

発 行 厚木市

編 集 福祉部 福祉総務課

〒243-8511 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

TEL 046（225）2200

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
